



三重県公報

令和5年5月2日(火)
 第 409 号
 毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
40	三重県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	(水産振興課)	2
告 示			
310	令和5年三重県議会定例会の招集	(財政課)	2
311	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農産物安全・流通課)	3
312	同件	(同)	3
313	地方自治法施行令第158条第1項の規定による償還金の徴収事務の委託	(水産振興課)	3
公 告			
	令和5年度毒物劇物取扱者試験の実施	(薬務課)	4
	土地改良区役員の就任の届出	(農地調整課)	5
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(同)	5
	同件	(同)	5
	土地改良事業の工事の完了	(同)	5
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	5
特 定 調 達 公 告			
	随意契約の相手方を決定した旨	(保健環境研究所)	6
お 知 ら せ			
	理容師法の規定による管理理容師資格認定講習会及び美容師法の規定による管理美容師資格認定講習会の指定	(食品安全課)	6

規 則

三重県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年五月二日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第四十号

三重県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

三重県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和五十四年三重県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（沿岸漁業改善資金の種類、貸付けの内容、貸付け限度額及び償還期間等）</p> <p>第二条 県の貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類、貸し付けの内容、貸付限度額及び償還期間等は、別表のとおりとする。なお、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町長その他相当な機関から受けたもので、原子力災害（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による影響を受けている者においては、東日本大震災特財法及び東日本大震災特財令に基づき東日本大震災の後令和六年三月三十一日までに県の貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付けの内容ごとの償還期間及び据置期間は、いずれも別表の償還期間等の欄に掲げる期間をそれぞれ三年延長して適用するものとする。</p>	<p>（沿岸漁業改善資金の種類、貸付けの内容、貸付け限度額及び償還期間等）</p> <p>第二条 県の貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類、貸し付けの内容、貸付限度額及び償還期間等は、別表のとおりとする。なお、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町長その他相当な機関から受けたもので、原子力災害（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による影響を受けている者においては、東日本大震災特財法及び東日本大震災特財令に基づき東日本大震災の後令和五年三月三十一日までに県の貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付けの内容ごとの償還期間及び据置期間は、いずれも別表の償還期間等の欄に掲げる期間をそれぞれ三年延長して適用するものとする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和五年四月三日から適用する。

告 示

三重県告示第310号

令和5年三重県議定例会を次のとおり招集します。

令和5年5月2日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 期日 令和5年5月9日
- 2 場所 三重県議会議事堂

三重県告示第311号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第9項の規定により公示します。

令和5年5月2日

三重県知事 一見勝之

- 1 登録年月日及び登録番号
平成14年8月15日 第16号
- 2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
みえなか農業協同組合	代表理事組合長 前田 孝幸	三重県松阪市豊原町1043番地の1

- 3 変更内容

農産物検査員の追加

氏名	農産物の種類	証明書番号
川村 奈央	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242022620
刀根 浩暉	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242022621
東川 健司	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242022622

三重県告示第312号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第9項の規定により公示します。

令和5年5月2日

三重県知事 一見勝之

- 1 登録年月日及び登録番号
平成15年6月18日 第17号
- 2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
三重北農業協同組合	代表理事組合長 生川 秀治	三重県四日市市鶴の森一丁目5番19号

- 3 変更内容

農産物検査員の追加

氏名	農産物の種類	証明書番号
杉山 輝	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242022617
森 悠真	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242022618
桐生 佳幸	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242022619

三重県告示第313号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、三重県沿岸漁業改善資金貸付金に係る償還金の徴収事務を次のとおり委託しました。

なお、地方自治法施行令第158条第1項の規定による償還金の徴収事務の委託（令和4年三重県告示第251号）は廃止します。

令和5年5月2日

三重県知事 一見勝之

- 1 委託先
三重県津市広明町323番地1
東日本信用漁業協同組合連合会三重支店
- 2 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

公 告

毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第8条第1項第3号の規定による令和5年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施します。

令和5年5月2日

三重県知事 一 見 勝 之

1 試験の日時

令和5年8月6日(日) 午後1時から午後3時まで

2 試験の場所

津市北河路町19-1

津市産業・スポーツセンター メッセウイング・みえ

3 試験の種類

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農業用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

4 試験科目

(1) 学科試験

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物(農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則(昭和26年厚生省令第4号。以下「規則」といいます。)別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第2に掲げる劇物に限ります。)の性質及び貯蔵その他取扱方法

(2) 実地試験(筆記により実施します。)

毒物及び劇物(農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第2に掲げる劇物に限ります。)の識別及び取扱方法

5 受験手続

(1) 提出書類等

ア 受験申込書 正本及び副本各1部 計2部

イ 写真 1枚(申込前6月以内に写した無帽正面、上半身像のものであつて、縦4.5cm、横3.5cmのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)

(2) 申込用紙の交付

ア 窓口交付期間

令和5年5月22日(月)から同年6月9日(金)まで(土曜日及び日曜日を除きます。)の午前8時30分から午後5時15分までとします。

イ 交付場所

県内最寄りの保健所(四日市市保健所を含みます。)又は三重県医療保健部薬務課

ウ その他

インターネットによる入手も可能です。三重県ホームページ(<https://www.pref.mie.lg.jp/>)に掲載する毒物劇物取扱者試験のお知らせから、添付ファイルをダウンロードしてください。

(3) 受験申込書の提出先

ア 県内居住者

県内最寄りの保健所(四日市市保健所を含みます。)

イ 県外居住者

県内最寄りの保健所(四日市市保健所を含みます。)又は三重県医療保健部薬務課

(4) 受験申込書の受付期間

令和5年6月5日（月）から同月9日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までとします。

なお、郵送の場合は、令和5年6月9日（金）までの消印のあるものに限り受け付けます。

(5) 受験手数料

10,500円の三重県収入証紙を受験申込書（正本）に貼り付けてください。

なお、受験申込書提出後は返金しません。

6 合格発表

令和5年9月1日（金）午前10時に合格者の受験番号を三重県庁正面玄関及び各保健所（四日市市保健所を含みます。）に掲示します。また、当日中に三重県ホームページ（<https://www.pref.mie.lg.jp/>）にも掲載します。

また、県外居住者にあつては、直接受験者に合格者受験番号一覧を通知します。

なお、電話及び電子メールによる照会には応じませんが、合格者には合格証を郵送します。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出がありました。

令和5年5月2日

三重県知事 一見勝之

阿山町土地改良区（伊賀市川合 3455 番）

就任理事

伊賀市玉滝 7223 番地-1

高田孝行

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和5年5月2日

三重県知事 一見勝之

桜土地改良区（四日市市桜町 8502 番地）

退任理事

四日市市桜町 2610 番地

山中一平

就任理事

四日市市桜町 2470 番地

山中良彦

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和5年5月2日

三重県知事 一見勝之

青蓮寺用水土地改良区（伊賀市古山界外 691-2）

退任理事

伊賀市大滝 1644

下浦康夫

就任理事

伊賀市大滝 1480

中西正和

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次の県営土地改良事業について、その工事を完了しました。

令和5年5月2日

三重県知事 一見勝之

事業名	地区名	工事完了年月日
戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業	鈴鹿川沿岸6期地区	令和5年1月10日
県営農業競争力強化基盤整備事業	鈴鹿川沿岸8期地区	令和5年3月24日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次

のとおり完了しました。

令和5年5月2日

三重県知事 一見勝之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和5年 4月20日	三重郡菰野町大字宿野字大垣内 706-9	三重郡菰野町大字宿野 706-5 岡本 和也 三重郡菰野町大字宿野 706-5 岡本 春香

特定調達公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和5年5月2日

三重県知事 一見勝之

- 1 物品等の名称及び数量 三重県保健環境研究所庁舎で使用する電気（予定使用量）1,695,000 kWh
- 2 担 当 部 局 三重県四日市市桜町 3684-11
三重県保健環境研究所
- 3 契約の相手方を決定した日 令和5年3月22日
- 4 契約の相手方 愛知県名古屋市中区東新町1番地
中部電力ミライズ株式会社 代表取締役 社長執行役員 大谷 真哉
- 5 契約金額 69,602,851 円（消費税及び地方消費税含む）
- 6 決定手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号に該当

お知らせ

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定による管理理容師資格認定講習会及び美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定による管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定しました。

令和5年5月2日

三重県知事 一見勝之

- 1 主催者の名称及び所在地
 - (1) 名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター
 - (2) 住所 東京都江東区有明3丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階
 - (3) 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地
名 称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター東海ブロック事務所
所在地 愛知県名古屋市中区上前津 2-10-28 美容あいち会館 1F
電 話 052-684-5657
- 2 管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の実施計画
 - (1) 講習期間及び日程
講習期間 令和5年8月21日（月）から同年9月4日（月）まで
講習日程

講 習 日	9:30~12:30	13:30~16:30
第1日 令和5年8月21日（月）	公衆衛生及び衛生管理	公衆衛生

第2日	令和5年8月28日(月)	衛生管理	衛生管理
第3日	令和5年9月4日(月)	衛生管理	衛生管理

(2) 講習会場の名称及び所在地

講習会場 三重県勤労者福祉会館

所在地 津市栄町1丁目891番地

電話 059-225-2800

(3) 講習予定人員

管理理容師資格認定講習 10名

管理美容師資格認定講習 90名

(4) 受講料

1人 16,000円

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
